

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年 3月 7日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
西海区水産研究所長 青野 英明

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 西海区水産研究所長崎庁舎エレベーター保守点検業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自)平成31年 4月 1日
至)平成34年 3月 31日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、か否か、消費税を払うか、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載することを要する。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「建物管理等各種保守管理」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書の交付を受けること。)
- ① 直接交付
長崎県長崎市多良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
西海区水産研究所業務推進部業務管理課施設係
電話 095-860-1613
FAX 095-850-7767
- ② 郵送による交付
封書に「西海区水産研究所長崎庁舎エレベーター保守点検業務入札説明書希望」と記入し、返信用封筒(角2)に250円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。
- ③ メールによる交付
任意書式に「西海区水産研究所長崎庁舎エレベーター保守点検業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載の上、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関する質疑がある場合には、平成31年3月1日(4日)までに上記3.あてにメールにて質疑を行うこと。当日までに記載した質問事項をとりまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当該機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合は、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 平成31年 3月22日 14時30分
長崎県長崎市多良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
西海区水産研究所 小会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 平成31年 3月22日 11時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
- ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

業 務 仕 様 書

1. 件 名 西海区水産研究所長崎庁舎エレベーター保守点検業務

2. 業務目的 本業務は、当所に設置しているエレベーターの円滑な運転及び安全を確保するため、機器の遠隔監視診断、点検整備及び建築基準法（昭和 25 年法律 201 号）に定める定期検査を行うことにより、設備の機能維持を図ることを目的とする。

3. 業務場所 長崎県長崎市多以良町 1 5 5 1 - 8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
西海区水産研究所 長崎庁舎

4. 業務期間 自) 平成 3 1 年 4 月 1 日
至) 平成 3 4 年 3 月 3 1 日

5. 業務内容

(1) 対象設備(三菱電機(株)製)

	1号機	2号機	3号機
用途	乗用	人荷用	乗用
積載荷重(定員)	900kg(13名)	1600kg(24名)	450kg(6名)
速度	60m/分	45 m/分	45 m/分
停止箇所	2	3	2
設置場所	本館本部棟	本館研究棟	測定・標本棟
付加装置	1) MELD 2) EER-P 3) FER 4) AAN	1) MELD 2) EER-P 3) FER 4) AAN	1) MELD 2) EER-P 3) FER 4) AAN

注)表中の付加装置は、下記のとおり。

- 1) MELD : 停電時自動着床装置
- 2) EER-P : 地震時管制運転装置
- 3) FER : 火災時管制運転装置
- 4) AAN : 音声合成オートアナウンス装置

(2) 保守点検(1・2・3号機まで適用)

- ①専門技術者による年4回の一般保守点検及び年1回の定期点検
- ②遠隔監視及び遠隔点検による診断
- ③建築基準法に基づく検査

(3) 現場点検

本業務では、エレベーターの点検、調整、注油及び手直し等の保守点検を行い、油脂類、作業工具類、ビス類、ウエス類等の作業に必要となるものの一切は請負者負担とし、その詳細は下記によること。

また、エレベーターが故障した際は、請負者は遅滞なくその故障を修理するものとする。

- ① 点検は専門の知識を持ち、国土交通大臣認定の昇降機検査資格者を有する技術者を現場へ派遣するものとし、点検・調整・注油及び補修作業を行い、その結果を書面により報告する。

また、上記の作業の範囲は別表－1「点検内容」によること。

制御機器については、メンテナンスコンピューターによる点検を行うこと。

なお、昇降機検査資格者の資格者証写しを提出すること。

- ② エレベーターの点検に要する別表－2「消耗部品」に係る供給と費用は請負者負担とする。
- ③ 請負者は、年に1回以上本設備の総合的な機能を確認するため、検査を行うこと。
また、検査の結果を定期検査報告書として取りまとめ、特定行政庁に報告すること。

(4) 遠隔監視業務の内容（1・2・3号機に適用）

- ① エレベーター監視業務における監視対象設備及び監視項目は、次のとおりとする。

監視対象設備	監視項目
エレベーター	・閉じこめ故障 ・使用不能故障 ・着床不良 ・戸開閉不良 ・制御盤停電 ・監視装置停電 ・制御機器温度異常 ・かご内乗客との通話応答

- ② 請負者は、遠隔監視装置を設置し、一般電話回線を使用して自動通報を行えるようにすること。なお、一般電話回線は受託者の専用とし、遠隔監視装置の発信に必要な電話料金は、請負者が負担する。
- ③ 遠隔監視装置により、かご内閉じこめ故障、使用不能故障、運転状況、かご内乗客との通話応答を行うこと。
- ④ 異常が発生した場合は、遠隔監視装置により請負者の職員が待機する監視センター等へ自動通報を行うこと。
- ⑤ 一般電話回線の状態を確認するため、定期的に情報センター等へ自動通報を行うこと。
- ⑥ 情報センターでは、故障等の異常信号を24時間監視すること。また、異常信号を受信した場合は、出動技術者へ連絡し、速やかに対応し復旧を行うこと。
- ⑦ かご内閉じこめ故障の場合は、かご内乗客からのインターホン呼出に応答すること。
- ⑧ 出動技術者は、異常発生に備え24時間待機すること。

(5) 遠隔監視装置の取り扱い（1・2・3号機に適用）

- ① 当方は請負者の監視サービスに支障を生ずるおそれのある事態が発生した場合、又は遠隔監視装置の故障を発見した場合は、速やかに請負者に連絡するものとする。
- ② 当所は遠隔監視装置に接続する設備・機器を常に正常に作動するよう維持管理するものとする。

(6) 監視体制

設備監視は、次の体制によって行うものとする。

- ① 遠隔監視装置
 - a 監視対象設備で発生した監視項目の異常は、遠隔監視装置によって請負者の監視センター等へ自動通報すること。
 - b 遠隔監視装置により、通信回線等の正常な状態を確認するため、定期的に監視センター等へ自動通信する方式とすること。
- ② 監視センター
 - a 監視対象設備で発生した監視項目の異常通報を24時間監視すること。
 - b 異常通信を受信した場合、請負者の出動技術者（以下、「出動技術者」という）へ連絡すること。
 - c エレベーターの閉じこめ故障時の場合、かご内乗客からのインターホン呼出しに応答すること。

(7) 遠隔点検の内容

- ① 遠隔点検
毎月1回、定期的に遠隔操作にて、次のとおり点検及び診断を行うものとする。

遠隔点検（1・2・3号機に適用）

当該設備が常時管理している、下記の点検内容に変調（異常に至る前の前兆）が発生した場合、電話回線を利用し、変調、異常情報の自動通報をおこなう。

点 検 項 目		点 検 内 容
制御関連機器 (機 械 室)	室 内 環 境	機器温度
	制 御 盤	接触器・制御機器動作状態
制御関連機器 (機 械 室)	巻 上 機	ブレーキ動作状態
かご関連機器	か ご の 戸	戸の開閉状態・ドアスイッチ動作状態
	か ご 操 作 盤	押ボタン動作状態
	照 明 灯	点灯状態
	外部連絡装置	インターホン電源電圧状態
かご関連機器	停 電 灯	点灯状態
乗場関連機器	乗 場 の 戸	戸の開閉状態・ドアスイッチ動作状態
	乗場押ボタン	押ボタン動作状態
昇降路内関連機器	安全スイッチ	動作状態
運 転 性 能		起動状態・加速状態・一定速走行状態・減速状態

② 遠隔診断（1・2・3号機に適用）

毎月1回、エレベーターを自動運転し、次の項目の診断を行う。

診断項目		診断内容
運転機能診断	運転性能診断	異常音・加減速等
	ブレーキ性能診断	静トルク・動トルク
	戸開閉診断	開閉時間・制御スイッチ動作点
	非常用動力バッテリー診断	電圧劣化
	カゴ制御機器機能診断	速度制御・フロア検出・非常停止
	外部連絡装置機能診断	インターホン音圧レベル
	積載質量検出センサー診断	最上階・最下階秤装置出力
管制運転機能診断	地震時管制運転機能診断	擬似信号によって各管制運転機能を強制的に動作させ、管制運転時のエレベーターの動作の良否を判断する。
	火災時管制運転機能診断	
	冠水時管制運転機能診断	

③ 遠隔閉じ込め救出（1・2・3号機に適用）

万が一、閉じ込め故障が発生した際は、かご内インターホンで請負者の情報センター等とかご内乗客とが直接通話し、また、設置したカメラでエレベーター内の状況を確認した上で可能であれば、遠隔操作により乗客を救出する。

(8) 緊急故障時の修理（1・2・3号機に適用）

受託者は、施設担当者からエレベーターが故障したとの連絡を受けるか、若しくは遠隔監視装置からの自動通報を受信してから目視により故障原因を見つけ出すこととし、故障場所を確定してから3日間（72時間0分）以内に必ず修理を完了し定常運転を行うように復旧すること。

(9) 提出書類

- ①点検報告書
- ②リモート点検報告書
- ③定期検査報告書
- ④昇降機検査資格者の資格者証写し

6. その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。

別表－1 点検内容

現場点検及び手入りを次のとおり、行うものとする。

箇所	機器名称
機械室	室内環境・受電盤・制御盤・巻上機/巻上電動機・そらせ車・调速機・その他
かご回り	かご上・かご戸回り・かご上ステーション・インダクタ着床リレー・非常止め装置・ガイドシュー・給油器・救出口・はかり装置・その他機器
昇降路	昇降路・リミットスイッチ/位置スイッチ・配管/配線/継ぎ箱・ガイドレール・つり合いおもり・ロープ・着床スイッチプレート・移動ケーブル・乗場戸回り・その他機器
ピット	ピット・緩衝器・張り車・つり合い車
かご室乗場	かご・意匠/照明・かご内操作盤・乗場インジケータ/乗場押ボタン・外部連絡装置・その他
付加装置	地震時管制運転装置、停電時自動着床装置、火災時管制運転装置 機械警備時フロアカット化運転装置

別表－2 消耗部品

業務に必要な消耗部品

消耗部品
可動/固定コンタクト・ヒューズ・V型抵抗管※ ¹ ・ベルト・灯芯・ドアシュー(戸の脚) ・照明用ランプ/グローランプ・インジケータ用ランプ・操作盤/乗場押ボタン用ランプ ・停電灯用ランプ・点検用オイル/グリス類※ ² ・ウエス/サンドペーパー・ビス/ナット/ ワッシャー ※ ¹ リボン型抵抗管は含まない。 ※ ² 巻上機ギアオイルは含まない。

海
岸壁
道路

出入口

主出入口

緑地帯

エレベーター
設置場所

油等
保管庫

大会議室

陽光丸資材庫

海洋・漁業調査資材庫

エントランスホール

本館
研究棟

本館
本部棟

駐車場

測定・標本棟

主機械室

オッターボード・網置場

飼育実験棟

屋外飼育施設

排水処理
施設

受海水
タンク

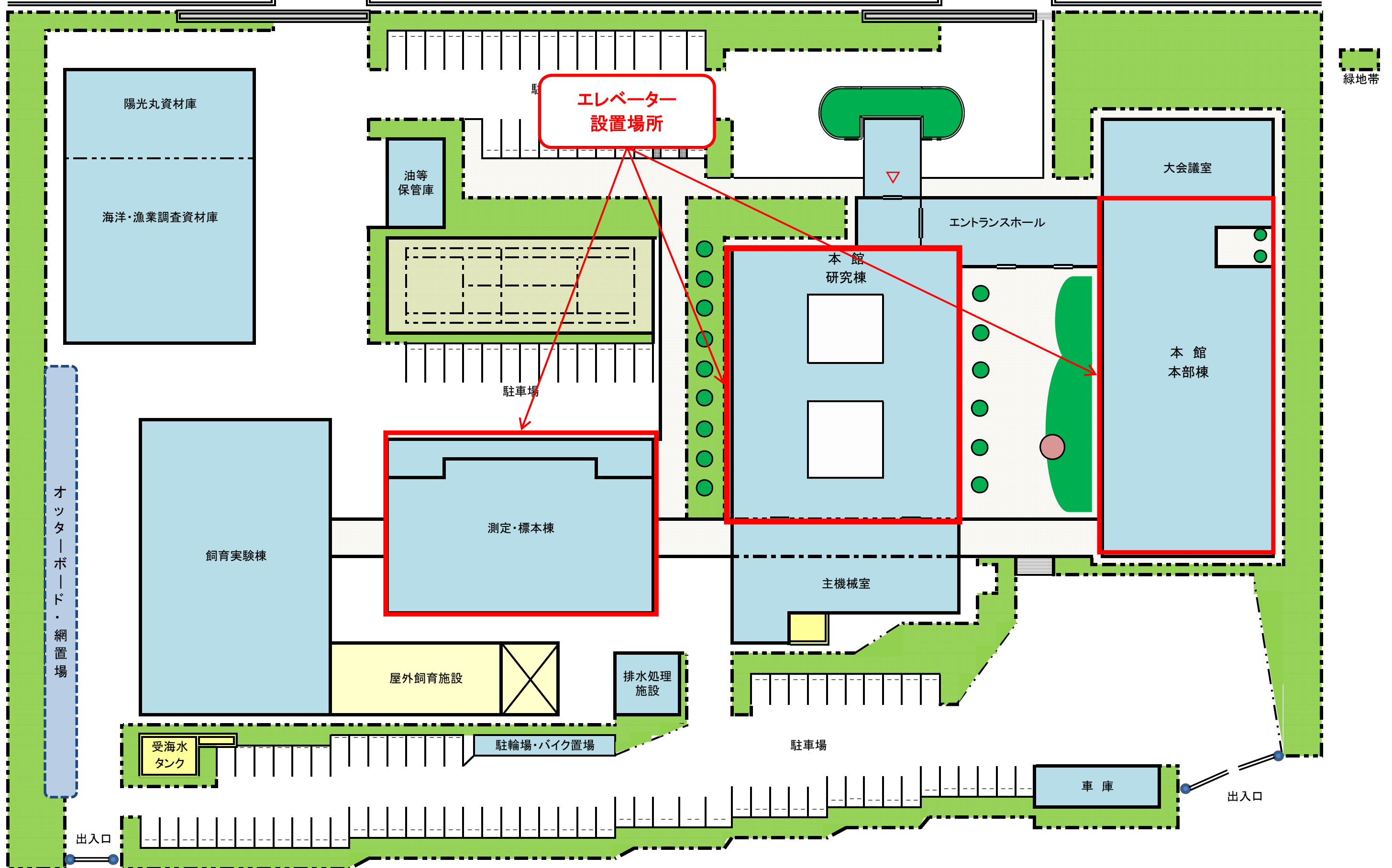
駐輪場・バイク置場

駐車場

車庫

出入口

出入口



1階平面図

